



JAよこすか葉山30周年

日頃の感謝を込めて

2025

定期貯金 夏の農業応援定期貯金

取扱期間:令和7年6月2日月～令和7年9月30日火

スーパー定期貯金(1年もの)

適用金利

年0.65%

〈対象〉

- お預け入れ金額50万円以上
- 当組合の正組合員・准組合員および同居家族(新規加入者含む)に限ります。
- 新規預入資金(※)でお預けいただく個人の方に限ります。

(※)新規預入資金とは、当JA本支店以外からのお預入資金です。
振込資金は振込日より1ヶ月以内に預入れされたものに限ります。

(税引き後 0.5179%)

うれしい!特典

ご契約金額100万円以上の方

農協商品券500円券

すかなごっそ(農産物直売所)、支店前直売所等で使用できる
農協商品券(500円券)を100万円毎に1枚プレゼントいたします。



詳しくは窓口または専門担当者もしくは金融推進課へお問い合わせください。

JAよこすか葉山

武山支店 TEL.856-2111
長井支店 TEL.856-2111
北下浦支店 TEL.848-0611

くりはま支店 TEL.835-0555
衣笠支店 TEL.852-0428
大楠支店 TEL.856-8724

葉山支店 TEL.875-0111
金融推進課 TEL.838-5052
(受付時間:平日9:00~17:00)

【商品の概要】

商 品 名	●2025 夏の農業応援定期貯金〈単利型〉・2025 夏の農業応援定期貯金〈大口定期貯金〉
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ●個人の方に限ります。 ●当 JA の正組合員・准組合員（新規ご加入者・同一世帯家族を含む）に限ります。 ※組合員とは、定款・規約 第3章 第12条に掲げる個人の組合員とします。
取 扱 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ●令和7年6月2日（月）から令和7年9月30日（火）まで なお、金利情勢が大幅に変化した場合には取り扱いを終了させていただきます。
期 間	<ul style="list-style-type: none"> ●1年の定型方式 ●自動継続（元金継続または元利金継続）扱いになります。
預 入 方 法 (1)預 入 方 法 (2)預 入 金 額 (3)預 入 単 位 (4)預 入 条 件	<ul style="list-style-type: none"> ●一括預入 ●50万円以上 ●1円単位 ●新規預入資金（※）でお預けいただく定期貯金に限ります。 (※)新規預入資金とは、当JA本支店以外からのお預入資金です。振込資金は振込日より1ヶ月以内に預入れされたものに限ります。
払 戻 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ●満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1)適 用 金 息 (2)利 払 頻 度 (3)計 算 方 法 (4)税 金 (5)金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ●預入時の利率年0.65%を満期日まで適用します。 ●自動継続後は、原則として「スーパー定期貯金〈単利型〉」または「大口定期貯金」の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ●満期日以後に一括して支払います。 ●付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ●20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。※令和19年12月31日までの適用となります。 ●金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	――
付 加 で き る 特 約 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ●総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ●マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。ただし、大口定期貯金はお取扱いできません。 ●通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になります。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ●満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (1)スーパー定期貯金く単利型の場合 <ul style="list-style-type: none"> A. 6ヶ月未満 解約日における普通貯金利率 B. 6ヶ月以上1年未満 約定利率×50% (2)大口定期貯金の場合 <ul style="list-style-type: none"> 次の①および②の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率とします。 ただし、計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。 ①次の預入期間に応じた利率 <ul style="list-style-type: none"> A. 6ヶ月未満 解約日における普通貯金利率 B. 6ヶ月以上1年未満 約定利率×50% ②約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ <p>(注)なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載（通帳レス口座の場合はJAバンクアプリに表示）の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。</p>
貯 金 保 険 制 度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ●保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店またはリスク対策室（電話：046-838-5027）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JAリスク対策室またはJAバンク相談所にお申し出ください。神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）</p>
その他の参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ●継続を停止した場合の満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。（特典について） JA農産物直売所およびAコープ各店舗等で使用できる商品券を、本定期貯金で契約額100万円毎に500円分お渡しします。（例：ご契約額299万円の場合、お渡しする商品券は1,000円分となります） （商品券のお渡し方法について） ・本定期貯金をご契約時にお渡しいたします。

准組合員になるには

- ・横須賀・逗子市内および葉山町の農業の振興と協同組合活動に共鳴いただける方
 - ・横須賀・逗子市内および葉山町にお住まいの方でJA事業を継続的にご利用いただいている方
 - ・横須賀・逗子市内および葉山町に勤務地のある方で当JAの所定事業を1年以上ご利用されている方
- ※ご加入に際しての資格・条件に関しては最寄りの支店へご確認ください。

